

## 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会 役員及び評議員費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会定款第23条及び第9条の規定に基づき、理事又は監事及び評議員の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (費用弁償)

第2条 理事又は監事及び評議員が、その職務遂行のためにかかった経費については、費用を弁償することができる。

### (費用弁償の種類)

第3条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び事務経費とする。

2 費用弁償の額は、かかった経費と同額とする。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の決議を得て行う。

### 附 則

この規程は、平成28年11月25日から施行する。